UCCグループ社員の皆様へ　会社からの大切なお知らせです



長期収入サポート制度

団体総合生活保険（団体長期障害所得補償）

個人では加入できず
UCCグループの社員だからこそ加入できる制度です。

保険期間開始日	毎年6月1日　午後4時
補償期間(てん補期間)	最長満60才の誕生日まで
保険料	募集WEBサイトにてご確認下さい
保険料引去日	8月給与より毎月引去
加入方法	募集WEBサイトから お手続き下さい
締切日	**毎年4月にご案内します**

団体割引
20%適用

会社のすすめる
制度なので安心して
ご加入いただけます！



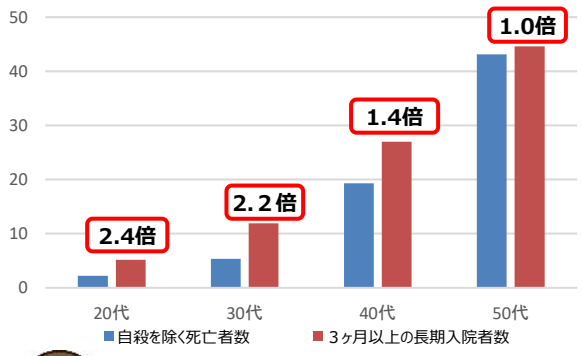
詳しくは内面を
ご覧ください。

〈ご注意〉現在ご加入の方につきましては、上記締切日までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

「長期収入サポート制度」は
皆さまの安心をサポートします！

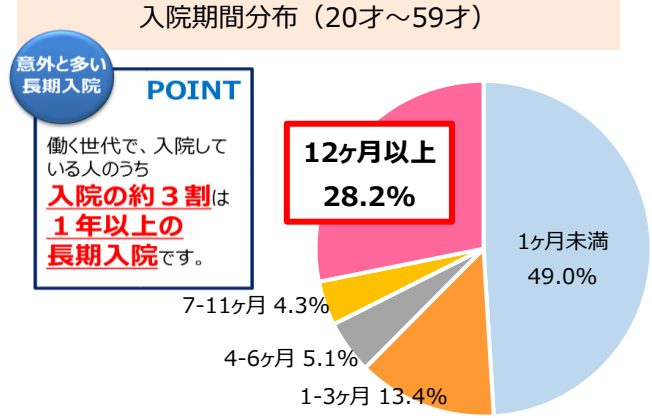
1 病気やけがで働けなくなったら・・と考えたことはありますか？

死亡者数（自殺を除く）と長期入院者数(20才～59才)



出典：平成29年度 患者調査（厚生労働省）平成29年度　人口動態調査（厚生労働省）

入院期間分布（20才～59才）



出典：厚生労働省 平成29年度患者調査



長期療養（働けなくなる）のリスクは、死亡のリスクより、1.1倍～2.5倍と高く、
働く世代の入院期間は、約3人に1人が1年以上の長期入院となっています。

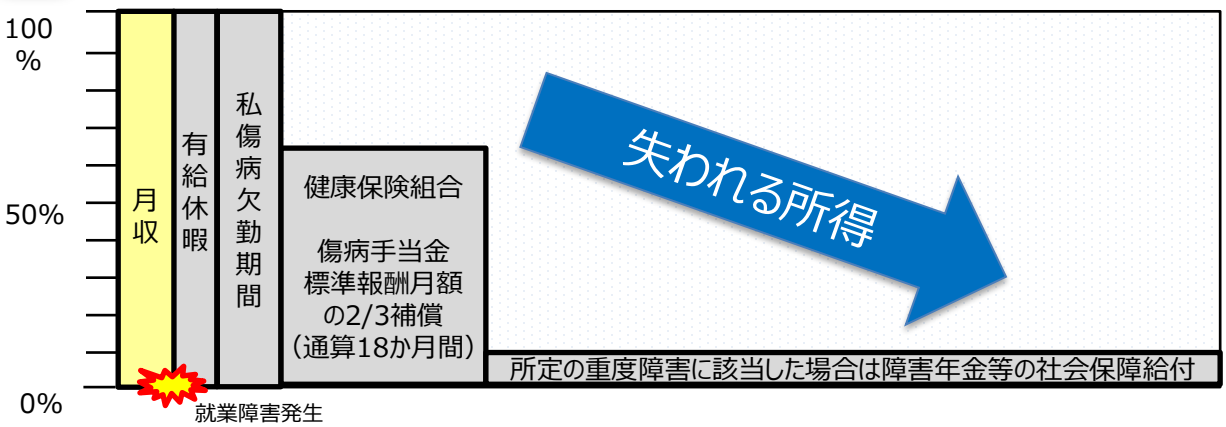
2 働けなくなったときの備え

長期収入サポート制度は、これまでの保険制度では十分に補償されなかった
「長期間仕事ができない」ときの収入の補償を行います。

	必要なお金	必要な備え
死亡したとき	遺族補償	生命保険
病気やケガで働けなくなったとき	生活費（水道光熱費 食費 教育費 住居費）	長期収入サポート制度
	治療費	医療保険



3 長期収入サポート制度がない場合の家計を考えてみましょう

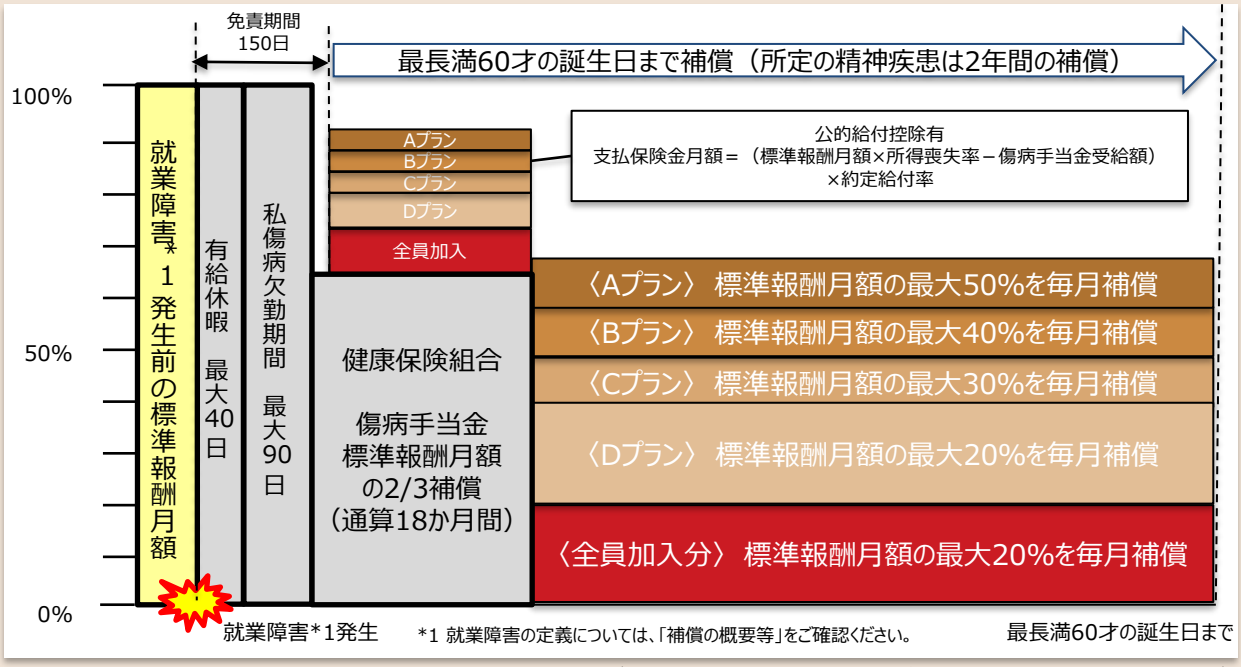


4 『長期収入サポート制度』があるとずっと安心

『長期収入サポート制度』任意上乗せプランに加入することで
病気やケガで働けなくなった時
『標準報酬月額の最大70%を
最長満60才の誕生日まで』補償します。



長期収入サポート制度イメージ図



上記の図は制度をわかりやすくするためのイメージ図です。なお、ご契約内容によっては、健康保険の傷病手当金とGLTD のお支払要件が異なることがあります。標準報酬月額とは、健康保険法上の標準報酬月額をいいます。

5 『長期収入サポート制度』の主な特長

最長満60才の誕生日までのロングな補償

病気やケガが原因で就業障害となり、免責期間の150日を超えてその状態が継続し、保険金お支払いの条件を満たしている場合に、最長満60才の誕生日まで(3年に満たない場合は最長3年間)保険金をお受け取りいただけます。
※病気の種類や復職後の状況によっては、満60才まで補償しないことがあります。
※「保険金をお支払いする主な場合」、「保険金をお支払いしない主な場合」については、「補償のあらまし」をご確認下さい。

入院だけでなく自宅療養中も補償

入院に限らず、通院、自宅療養、リハビリテーション中も保険金支払いの条件が満たされる限り、保険金をお受け取りいただけます。

復職後も引き続き補償

就業障害が残り復職した場合で、20%を超える所得の喪失がある際には、所得喪失率に応じて保険金をお受け取りいただけます。

業務上、業務外を問わず補償

病気やケガの発生は、業務上・業務外、国内外を問わず補償対象です。日常生活中、仕事中、休暇中まで、国内国外を問わずケガや病気で働けなくなった場合に保険金をお受け取りいただけます。(自動車事故、転倒事故、スポーツ中の事故、列車事故、海難事故、転落事故等による就業障害など)

特約付帯で充実の補償

・認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約（D））（最長2年間）
・妊娠に伴う身体障害補償特約（女性の方のみ）
・天災危険補償特約

保険金は全額非課税・保険料は介護医療保険料控除の対象

保険金は全額非課税で受け取ることができます。
また保険料は、介護医療保険料控除の対象となり、他の介護医療保険料控除と合算して、所得税については最高40,000円が、住民税については最高28,000円が所得金額から控除されます。
（2026年2月現在）



お問い合わせはチャットでも！24時間365日受け付けております
https://armgjykchv.amie-bot.com/helpbot/chat/DRV289

「長期収入サポート制度」
団体総合生活保険（団体長期障害所得補償）
Q & A

Question1 他の保険（生命保険、医療保険、傷害保険）とどこが違うのですか？

Answer

団体総合生活保険は、病気やケガで働けなくなったときに日常生活を維持していくための収入の一部を補償するものであり、最長満６０才の誕生日まで（てん補期間（※１）が３年に満たない場合は最長３年間、認知症・メンタル疾患補償特約については最長２年間）保険金を受取ることが可能です。（注：病気の種類や復職後の状況等によっては、満６０才の誕生日まで補償しないことがあります。また、団体総合生活保険は病気やケガで働けなくなった場合の給与の一部を補償する保険です。ローンや生活費等の実費を補償するものではありません。）死亡時を保障する生命保険、病気やケガの治療費を補償する医療保険・傷害保険は、日常生活費以外の突発的な出費に備えるためのものであり、一般的に生命保険の保険金は一時金、医療保険・傷害保険の入院給付金の給付限度日数は１２０日～１８０日程度と短期間になっています。

Question2 どのような場合に保険金を受け取れますか？

Answer

免責期間（150日）（※２）を超えて、病気やケガで働けない状態が続いたときに保険金を受け取ることができます。保険金の請求には医師の診断書が必要になります。また、実際に会社に出勤していないことを確認させていただきます。
※末頁の“補償のあらまし” にある「保険金をお支払いしない主な場合」も併せてご一読下さい。

Question3 いつまで保険金を受け取れますか？

Answer

最長満６０才の誕生日まで（年令によってん補期間（※１）が３年に満たない場合は最長３年間、認知症・メンタル疾患補償特約については最長２年間）受取ることができます。ただし、次のいずれかに該当した時までを限度とします。

・被保険者（※３）が死亡したとき
・就業障害（※４）が残らず復職した時
・就業障害が残ったまま一部復職し、所得が就業障害発生直前の所得の８０％以上になった時

Question4 精神障害でも保険金は受け取れますか？

Answer

はい。「長期収入サポート制度（団体総合生活保険）」に付帯される 、認知症・メンタル疾患補償特約の対象となる精神障害については、免責期間終了後、最長で2年間を限度に保険金をお受取いただけます。
※ただし、アルコール依存、薬物依存等一部対象とならない精神障害もございますので、詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。

Question5 退職しても保険金は受け取れますか？

Answer

はい。退職しても在職中に被った傷病が原因で就業障害が継続し、保険金支払条件を満たす限り保険金をお受取いただけます。

Question6 業務中の事故は対象外ですか？

Answer

いいえ。業務中に被った身体障害でも補償の対象となります。

Question7 一部復職とはどのような状態ですか？また、その場合保険金はどれだけ受け取れますか？

Answer

一部復職とは、業務に復帰はできたが依然として就業障害が残り、身体障害発生直前に従事していた業務に完全には従事できない状態をいいます。この場合、就業障害発生直前の所得から２０％を超える所得喪失がある場合、その所得喪失率に応じて保険金をお支払いいたします。

Question8	健康診断結果では「異常あり」と判定されましたが、その後精密検査を受けた結果、「異常なし」と診断されました。告知の対象となりますか？

Answer 告知対象外となります。検査結果が最終的に「異常なし」の場合には「なし」とご回答ください。

Question9	保険金に税金はかかりますか？

Answer いいえ、全額非課税です。（２０２６年２月現在）

Question10	払込保険料は税金控除の対象となりますか？

Answer はい。介護医療保険料控除の対象となります。他の介護医療保険料控除と合算して所得税については
最高４０，０００円が、住民税については最高２８，０００円が所得金額から控除されます。
※ＧＬＴＤは損害保険商品ですが、税金控除の際は介護医療保険料控除枠となります。（２０２６年２月現在）

Question11	継続契約の保険料は、前契約と同じで変わることはありませんか？

Answer いいえ、年令・収入によって変わることがあります。
この保険は1年毎の更新契約で、毎年、年令・性別・健康保険法上の標準報酬月額により保険料が計算されます。
年令群や健康保険法上の標準報酬月額が変わった時に保険料が変わります。
その他、保険会社の保険料（料率）変更があった場合等に変わることがあります。

用語のご説明

※１「てん補期間」とは、免責期間終了日の翌日から起算する一定の期間をいい、保険金お支払いする期間はこの期間をもって限度とします。

※２「免責期間」とは、継続して就業障害である、あらかじめ取り決めた一定の期間をいいます。
この期間は、保険金お支払いの対象外となります。

※３「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。

※４「就業障害」とは、被保険者が被った身体障害の直接の結果として就業に支障が生じている所定の状態をいいます。

保険金のお支払例

○商社に勤務するAさん（男性44才）
休日に洗車をしていたところ、急にめまいを感じたため、家のソファーで横になり、そのまま意識をなくしてしまいました。
家族が気づき、救急車で病院へ。
診断の結果、両手足の麻痺があったため、リハビリ病院に転院。しかし、思ったような回復は見られず、その後も記憶障害が残り、会社を退職することになりました。

⇒ 妻、中学生と小学生の子供たちと、今後の生活は、障害年金とこの制度の月々の保険金で支えられることになりました。

上記お受け取り例は、架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

【お問い合わせ】

【取扱代理店】
<幹事>アップエージェント株式会社
〒650-0015　兵庫県神戸市中央区多聞通5-1-6
TEL：078-361-8889

<非幹事>株式会社アドバンテッジリスクマネジメント

【引受保険会社】
<幹事>東京海上日動火災保険株式会社
担当課：マーケット戦略部　地域戦略室
〒100-8050　東京都千代田区大手町2-6-4　常磐橋タワー
TEL：03-6704-5488
<非幹事>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

団体長期障害所得補償　補償のあらまし

保険期間：１年

●加入資格：UCCジャパン(株)およびグループ会社の常勤役員（非常勤は除きます）、執行役員と、UCCジャパン(株)およびグループ会社と正式な雇用関係にある従業員で2026年6月1日現在で満60才未満の方。ただし、パートタイマー、契約社員を除きます。
ご契約年令は、被保険者(保険の対象となる方)の保険期間開始時(2026年6月1日)の満年令をいいます。
●保険期間：毎年6月1日午後4時より、その翌年の6月1日午後4時までの1年間
●てん補期間(*1)：満60才の誕生日まで(年令によって、てん補期間が3年に満たない場合は3年間)　●免責期間(*2)：150日
●約定給付率：Aプラン 50%　Bプラン 40%　Cプラン 30%　Dプラン 20%
●特約：認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))（精神障害てん補期間最長2年間）　妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみ)　天災危険補償特約
(*1)「てん補期間」とは：免責期間終了日の翌日から起算する一定の期間をいい、保険金をお支払いする期間はこの期間をもって限度とします。
(*2)「免責期間」とは：継続して就業障害である、あらかじめ取り決めた一定の期間(150日)をいい、就業障害になってからこの期間は保険金支払いの対象とはなりません。

■団体総合生活保険　補償の概要等

※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)。

【団体長期障害所得補償（GLTD＊1）定率型】

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

＊1 GLTDは団体長期障害所得補償(Group Long Term Disability)の略称です。この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償基本特約	病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間＊1を超えた場合 ▶就業障害期間＊2　1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。 支払保険金＝（支払基礎所得額＊3×所得喪失率＊4-公的給付控除対象額*5)×約定給付率 ただし、支払基礎所得額*3に約定給付率を乗じた額が保険の対象となる方の平均月間所得額*6を超える場合には、平均月間所得額*6を約定給付率で除した額を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。 ＊1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。 ＊2「てん補期間＊7内の就業障害の日数」をいいます（お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。）。 ＊3 就業障害発生時点の健康保険法上の標準報酬月額になります。 ＊4 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。 所得喪失率＝１－（免責期間*1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額*8 ／ 免責期間*1が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*9の額） ただし、所得＊9の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。 ＊5 保険金支払方法は、定率・公的給付控除あり型となります。公的給付控除対象額は次の公的給付の合計額としますが、物価または賃金スライド部分は控除の対象となりません。 ①労働者災害補償保険法、船員保険法その他日本国の労働災害補償法令によって支給される休業補償給付または障害に対する年金給付もしくは一時金給付。ただし、一時金給付については、一時金給付を一時金額算出のために給付基礎日額に乗じる給付日数で除した金額を保険金給付1日についての控除額とします。 ②健康保険法その他日本国の健康保険法令によって支給される傷病手当金 ③国民年金法、厚生年金保険法その他日本国の社会保障法令によって支給される障害に対する年金給付 ④日本国外の法令に基づいて支給される休業補償給付または障害に対する年金給付もしくは一時金給付。 なお、対象とする給付が一時金で給付される場合には、①の取扱いに準じます。 ＊6 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得＊9の平均月額をいいます。 ＊7 同一の病気やケガによる就業障害＊10に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間＊1終了日の翌日からの期間）のことをいいます。 ＊8 免責期間＊1開始以降に業務に復帰して得た所得＊9の額をいい、免責期間＊1の終了した月から1か月単位で計算します。 ＊9「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 ＊10 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。	・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業障害（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 ・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害（妊娠に伴う身体障害補償特約がセットされる場合は、お支払いの対象になります。） ・妊娠または出産による就業障害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害（「認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約(D)）」をセットされる場合は、所定の精神障害については精神障害てん補期間*1を限度にお支払いの対象になります。） ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 ・発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期の直前１年以内に被った病気やケガによる就業障害*2*3 等 ＊1 団体長期障害所得補償基本特約のてん補期間にかかわらず、精神障害てん補期間が限度となります。 ＊2 初年度契約の保険始期の直前１年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払いの対象となります。 ＊3 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます（就業障害の定義：定義C）。

免責期間＊1中	てん補期間＊1開始後
病気やケガに伴う、下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態*2 ①その病気やケガのために、入院していること ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること ③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること *1　免責期間については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*1」をご確認ください。 *2　職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の方の場合、終日出社できず他の業務（軽作業や事務作業、テレワーク等）も全くできない状態です。	病気やケガに伴う、下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*2か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*3が２０%超である状態 ①その病気やケガのために、入院していること ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること *1　てん補期間については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*7」をご確認ください。 *2　全く従事できない場合も、所得喪失率が２０%を超えない場合は、就業障害に該当しません。 *3　所得喪失率については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*4」をご確認ください。

この保険は、UCCジャパン(株)を契約者とし、UCCグループの常勤役員（非常勤は除きます）、執行役員、従業員を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてUCCジャパン(株)が有します。

こちらは団体総合生活保険（団体長期障害所得補償）の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をお読みください。
ご不明な点等ある場合には、Q&Aに記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

2026年5月作成　26TC-000522